

頑張る新規就農者応援事業実施要領

令和6年4月1日決 裁

(趣 旨)

第1 本県農業が更なる発展を続けていくためには、「埼玉県農林水産業振興基本計画」に基づき、意欲ある新規就農希望者の円滑な就農を促進し、本県農業の維持発展に必要な担い手を確保する必要がある。

そこで、新規就農希望者に対して就農相談を行うとともに、市町村、農業協同組合、農林公社、農業委員会等（以下、「関係機関」という。）が一体となり、新規就農希望者の確実な就農を支援する体制を整備し、独立就農に向けた実践的な研修を行う。

また、第三者経営継承を担い手確保の新たな手段として位置づけ、経営基盤やノウハウ等経営資源の継承希望者への円滑な継承を支援するとともに、女性の就農を促進するため、農業法人で女性が働きやすい環境の整備を支援する。

(事業の内容等)

第2 事業の内容及び事業実施主体等は別記1から4のとおりとする。

(支援体制等)

第3 県は、本事業の効果的かつ適正な実施を図るため、関係機関と連携し、就農希望者に対する適切な研修の実施や、就農希望者の円滑な就農及び経営の安定化に向けた支援を行うものとする。

(助成)

第4 県は、予算の範囲内において、事業の実施に要する経費を事業実施主体に助成するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は農林部長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要領の制定の際、現にある「明日の農業担い手育成塾推進事業実施要領」による改正前の様式により使用されている書類は、令和6年度に限りこの改正後の様式によるものとみなす。

別記 1

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (入門・自立実践コース) 実施要領

(趣旨)

第1 県、市町村や農林公社、農業協同組合並びに農業委員会等の関係機関が一体となり、新規就農希望者の確実な就農を支援する明日の農業担い手育成塾(入門・自立実践コース)に対し、農業研修に必要な資材等を支援する。

(事業の内容)

第2 事業の内容は以下のとおりとする。

(1) 入門コース

新規就農希望者が、農業の基礎的な知識及び技術を習得し、自らの農業への適性を判断した上で実践的な技術研修へ移行できるよう、基礎的な技術研修を行う。

(2) 自立実践コース

自立経営を目指す新規就農希望者が、就農希望地で確実に就農できるよう、実践的な技術研修や、将来の就農用農地とする研修用農地の確保等支援を行う。

2 前項における事業内容、事業実施主体、採択基準及び補助率については、別記1別表のとおりとする。

(事業実施主体)

第3 第2の事業の実施主体は、農林公社、市町村、農業委員会、市町村公社、農業協同組合、市町村等が出資した第3セクター、地域農業再生協議会、地域担い手育成総合支援協議会、その他知事が認める団体から構成される研修機関(明日の農業担い手育成塾)とする。

2 事業実施主体は、研修用農地の確保に当たっては、市町村又は農地中間管理機構と連携するものとする。

(助成)

第4 県は、予算の範囲内において、別記1別表に掲げる事業の実施に要する経費を事業実施主体に助成するものとする。

(実施計画の申請)

第5 事業実施主体は、別記1様式第1－1号により申請書を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。提出に当たっては、別記1様式第4号「明日の農業担い手育成塾運営拡大事業(入門・自立実践コース)実施計画書(以下「実施計画書」という。)」を作成の上、添付するものとする。

この際、県から調査等に必要な書類を求められた場合には、適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には適切に対応するものとする。

(実施計画の変更)

第6 事業実施主体は、事業の内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、別記1様式第1－2号により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30%を超える増減
- 4 県補助金の増又は30%を超える減
- 5 研修生の変更

(事業の着手)

第7 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第5事業計画について、知事に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）交付決定前着手届（別記1様式第2号）を知事に提出するものとする。

事業実施主体は、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(報告等)

第8 事業実施主体は、補助事業対象年度の事業実績について、別記1様式第3号により事業実績報告を作成し、事業完了後速やかに知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、県から求めがあった場合には、事業の実施状況等を別記1様式第5号により報告するものとする。
- 3 県は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(書類の経由)

第9 事業実施主体は、この要領に基づき知事へ提出する書類については、農林振興センターを経由し農業支援課へ1部を提出することとする。

(その他)

第10 この要領に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は農林部長が別に定めるものとする。

別記1別表

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	採択基準	補助率
明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）	<p>1 入門コース</p> <p>ア 事業実施主体は、関係機関及び団体と連携して研修を行う。</p> <p>イ 事業実施主体は、指導員の設置、基礎研修を実施するとともに、就農に向けた情報提供や相談等を行う。</p> <p>2 自立実践コース</p> <p>ア 事業実施主体は、関係機関及び団体と連携して塾の運営を行う。</p> <p>イ 事業実施主体は、農家子弟を含む新規就農希望者に対し、将来の就農用農地とする研修用農地の確保、指導員の設置、実践研修を実施するとともに、必要な農地や居住地等の情報提供、営農のための相談等を行う。</p> <p>ウ 事業実施主体は、関係機関及び団体を構成員とする研修生認定委員会を開催し、研修生の入塾を決定するとともに、研修終了時に修了認定委員会を開催し、研修生の卒塾を判定するものとする。</p>	<p>農林公社 市町村 農業委員会 市町村公社 農業協同組合 市町村等が出資した第3セクター 地域農業再生協議会 地域担い手育成 総合支援協議会 その他知事が認める団体 から構成される研修機関</p>	<p>次の要件のすべてを満たす者とする。</p> <p>1 新規就農者の育成・支援が見込まれ、かつ、常時研修生の受け入れが可能な体制を整備できること。</p> <p>2 事業実施主体は、関係機関と連携し、将来の就農用農地とする研修用農地の確保や農家子弟を含む新規就農希望者の技術研修ができる体制を整備できること。</p>	3／4以内で予算の範囲内とする。

別記1様式第1-1号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施計画の承認について（申請）

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）を実施したいので、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施要領第5の規定に基づき、別添（別記1様式第4号）のとおり実施計画書を提出します。

※ 実施計画書（別記1様式第4号）を添付

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記1様式第1－2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施計画の変更承認について（申請）

令和 年 月 日付け農支第 号で実施計画書の承認を受けた
令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）について、下記のとおり変更したいので、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施要領第6の規定に基づき、別添（別記1様式第4号）のとおり変更実施計画書を提出します。

記

1 変更理由

※ 変更実施計画書（別記1様式第4号）を添付

担当： ○○○○
電話： ○○○-○○○-○○○○

別記1様式第2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）交付決定前着手届

令和 年 月 日付け農支第 号で承認を受けた令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施計画について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 事前着手の理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

3 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記1様式第3号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実績報告書について（報告）

標記の件について、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース）実施要領第8の規定に基づき、別添（別記1様式第4号）のとおり実績報告書を提出します。

※ 実績報告書（別記1様式第4号）を添付

担当： ○○○○
電話： ○○○-○○○-○○○○

別記1 様式第4号

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（入門・自立実践コース） 実施計画書（実績報告書）

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名	フリガナ	
所 在 地	〒 一	
代 表 者	役職名	氏 名 フリガナ
電 話		F A X
担 当 者 連 絡 先	フリガナ 氏 名 電 話 () E-mail	

2 事業実施の基本的な考え方

(1) 事業実施地域の将来ビジョン

(農業振興の方向、担い手育成の考え方、新規就農者の育成目標などについて)

(継続の場合は、現在の塾生数と事業実施年度募集予定の塾生数を記入すること)

(2) 塾の構成員の名称及び所在地

名 称	代表者	所在地及び連絡先	役 割

3 事業の内容

(1) 入門コースの運営

ア 研修生支援計画（実績）

研修生氏名	研修時期	内容・成果 (計画・実績)	指導員	備 考

(2) 自立実践コース企画運営

ア 自立実践コース企画運営会議の開催計画（実績）

開催時期	内容・検討事項	備 考

イ 研修生認定委員会の開催計画（実績）

開催時期	内容・検討事項（実施結果）	備 考

ウ 指導員の設置計画（実績）

指導員の氏名	住所及び連絡先	所属・役職等	備考

エ 研修生支援計画（実績）

研修生氏名	研修時期	内容・成果	指導員	備考

※実践研修、外部講師による研修、営農相談、居住地情報の提供などを記入

※備考欄に、農家子弟または農外からの就農希望者の別について記入

※備考欄に、就農準備資金の希望の有無について記入

オ 農地調査実施計画（実績）

実施時期	主な調査事項	備考

力 修了認定委員会の開催計画（実績）

開催時期	内容・検討事項（実施結果）	備 考

4 事業完了予定年月日

令和 年 月 日

5 事業費

事 業 区 分	総事業費	補助事業に 係る経費	負 担 区 分			備 考
			県補助金	市町村費	その他の	
(1)入門コース		円	円	円	円	
(2)自立実践コース		円	円	円	円	

6 添付資料

- (1) 事業実施主体の定款等（作成している場合）
- (2) 事業実施主体の総会資料の写し（作成している場合）
- (3) 本事業に係る規約又は要綱等の写し

※ 継続して事業を実施する事業実施主体は不要。

ただし、(3)に改正があった場合は提出が必要。

別記1様式第5号

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業
(入門・自立実践コース) の実施状況報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体の長)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業(入門・自立実践コース)の令和 年 月 日現在における実施状況について、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業(入門・自立実践コース)第8の2に基づき別添のとおり報告します。

(注) 別添様式による実施状況報告書を添付すること。

別添様式 実施状況報告書

1 実績

(1) 研修状況

研修年度		事業実施 ○年後 (○年度)	事業実施 ○年後 (○年度)	事業実施 ○年後 (○年度)	合計
研修者数 (経営体)	目標				
	実績				

(2) 就農状況

単位：人

就農年度		事業実施 ○年後 (○年度)	事業実施 ○年後 (○年度)	事業実施 ○年後 (○年度)	合計
新規就農者数 (経営体)	目標				
	実績				

2 目標の達成に向けた課題と対応

別記2

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース) 実施要領

(趣旨)

第1 県内での独立就農を目指す意欲ある新規就農者を育成するため、就農に向けた実践的な研修を行う農業法人等に対し、研修指導に係る経費や、研修用農場の環境整備に必要な機械・施設の導入等の取組を支援する。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 「農業法人等」とは、農業を主として経営している法人（県内に事務所又は事業所（以下、「事務所等」という。）を有する者に限る。以下同じ。）及び知事が特に認める個人事業主のうち、本県農業の担い手育成に資する者であって、税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者をいう。
- 2 「研修生」とは、本県内での独立就農を目指し、農業法人等で研修を受ける者のことをいい、農業法人等と雇用契約を締結して採用された者も含めるものとする。
- 3 「独立就農」とは、本事業における研修生が、研修終了後に、研修元の農業法人等や親・親族等から経営を分離して、経営者として独立して農業を営むことをいう。

(事業の内容等)

第3 事業実施主体及び本事業の内容等は、別記2別表のとおりとし、別表における1と2の事業は併せて実施できるものとする。

(事業実施主体)

第4 第3の事業の実施主体は、第2に規定する農業法人等が運営する研修機関（明日の農業担い手育成塾）とする。

(事業の実施体制)

- 第5 県は、頑張る新規就農者応援事業実施要領第3の規定に基づき、本事業に係る農業法人等の登録審査及び研修生の選考審査を、関係機関と連携して行うものとする。
- 2 事業実施主体が、新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金の交付対象者を研修生として受け入れる場合は、研修用農地の確保に当たり、必ず市町村及び農地中間管理機構と連携するものとする。
 - 3 事業実施主体は、前号に規定する場合以外にあっても、本事業の実施に当たり、県及び関係機関と連携するものとする。

(事業実施期間)

第6 本事業の実施期間は、交付決定後から、研修生が卒塾し、独立就農するまでの期間とする。

- 2 本事業による研修期間は、2年間を標準とした上で、研修の進捗や研修生の習熟度等を踏まえ、事業実施主体の判断又は研修生本人の希望に基づき最大1年間延長できるものとする。
- 3 事業実施主体の判断で、研修生の資質を見極める期間を設ける場合は、これを前項の研修期間に通算しなくても良いものとする。

(助成)

第7 県は、予算の範囲内において、別記2別表に掲げる事業の実施に要する経費を次に掲げるとおり事業実施主体に助成するものとする。

- 1 別記2別表の1の事業に係る指導謝金及び指導経費については、研修生1名の受入につき、最長2年間助成するものとする。
- 2 別記2別表の2のア及びイの事業の対象となる機械、施設については、次に掲げる基準を満たすものとする。
 - (1) 事業の対象となる機械の導入は、購入による取得またはリースにより行われるものであること。
 - (2) 事業の対象となる機械については、事業費が50万円以上であること。また、中古機械である場合には、事業費が50万円以上であり、かつ、県が適正と認める価格で取得されるものであること。
 - (3) 事業の対象となる機械については、原則として、運搬用トラック、パソコン等農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではないこと。
 - (4) 事業の対象となる施設の整備については、既存施設の改修若しくは移設により行われるものであること。
 - (5) 事業の対象となる機械、施設が中古である場合には、中古資産耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第3条に規定する耐用年数をいう。以下同じ。）が2年以上であること。
 - (6) 事業の対象となる機械、施設について、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされるものであること。なお、その加入等の期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械・施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。
 - (7) 事業実施主体は、機械購入先や施設等改修工事の委託先選定に当たっては、複数の業者からの見積り徴取等により、事業費の低減に向けた取組に努めるものとすること。
- 3 別記2別表の2のウの事業の対象となる農地は、農地法第30条第1項に基づく農地の利用状況調査において、遊休農地として判定された農地であること。

(研修機関の登録)

第8 事業実施主体は、県が認める研修機関（明日の農業担い手育成塾）としての登録に当たり、知事の審査を受けるものとする。

(研修機関の登録要件)

第9 県は、次に掲げる要件を全て満たす農業法人等が運営する研修機関を、県が認める研修機関として登録するものとする。

- 1 おおむね年間を通じて農業を営む者であって、かつ主な経営類型が主穀、施設園芸又は果樹であること。
- 2 県が認める研修機関として、長期的に研修生を受け入れる意向を有すること。
- 3 研修生に対する適切な研修指導及び就農支援を行うために必要とされる以下の要件を全て満たしていること。
 - (1) 就農に必要な技術や知識を習得させるための指導を的確に行うことができる指導員（当該農業法人の役員又は従業員）が配置されており、かつ実践的な研修体制が整備されていること。
 - (2) 研修用として利用可能な機械・施設等体制が整備されている又は整備計画が示

されていること。

- (3) 研修生が、研修に使用し、かつ独立後に耕作することとなる農地を、関係機関と連携し、農地中間管理機構の名義で確保すること。

ただし、事業実施主体と研修生が雇用契約を締結している場合は、事業実施主体の名義で研修用農地を取得し、研修終了後は独立就農した研修生（以下、「卒塾生」という。）の名義で権利設定を行えるものとする。

- (4) 研修生が円滑に独立就農することができるよう、必要に応じて関係機関と連携し適切な指導・助言を行えること。

- (5) 研修生との雇用契約を想定している場合は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 就業規則又はこれに準ずるもの（労使協定の締結を含む。）に年間総労働時間（所定労働時間及び残業時間の合計）を2,445時間以内とすることを規定すること。

イ 常時10人以上の従業員がいる農業法人等にあっては、就業規則を定めていること。

- (6) 研修生の健康管理、事故防止に十分な配慮ができること。

- (7) 研修内容等を就農に関するポータルサイト（農業をはじめる.JP）に掲載すること。

4 過去に、雇用及び研修に関して法令に違反したこと及び過去に国的新規就農者育成総合対策のうちの雇用就農資金等研修事業に関する虚偽報告等不正を理由に事業の取消や事業申請の不採択を受けたこと等のトラブルがないこと。

5 本事業に関し県が実施する調査等に本事業終了後も協力することを確約すること。

6 公序良俗に反する行為を行っていない等、研修機関として適切であること。

7 その他県が定める登録要件を満たす者であること。

（交付要件）

第10 県は、次に掲げる要件を全て満たす農業法人等に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

1 研修生1名につき概ね2年以上かつ概ね年間1,200時間以上の研修時間を確保すること。ただし、研修生と雇用契約を締結していない場合は、1日の研修時間は原則9時間を超えないものとし、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩時間を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の休日を与えること）を確保すること。

2 卒塾生に対し、本事業により導入又は改修若しくは移設（以下、「導入等」という。）した機械又は施設をその農業経営の用に供させるために、譲渡又は優先的に貸与すること。

3 前号による卒塾生への機械、施設の譲渡は、法定耐用年数期間の途中または法定耐用年数期間終了後速やかに行うこと。なお、リースにより導入した機械等の取扱いについては、リース会社との契約に基づき適切に行うとともに、リース契約期間終了後に事業実施主体がこれを買い取り、自らの農業経営の用に供することは、本事業の趣旨に反する行為となることに留意すること。

4 研修期間中は研修生を傷害保険等に加入させること。なお、研修生と雇用契約を締結する場合は、厚生年金保険及び健康保険に加入するとともに、研修生を雇用保険及び労働者災害保険等の労働保険に加入させること。

5 研修を中断した場合又は研修生が独立就農を断念した場合は、速やかに県に報告するとともに、新たな研修生を受け入れること。

(研修生の要件)

第11 本事業を実施する農業法人等の下で研修を受ける研修生は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- 1 第5第1項に規定する選考審査において、将来、埼玉県内で独立就農するものと見込まれた者であること。
- 2 本事業により導入等した機械、施設を、法定耐用年数期間内に事業実施主体から譲り受けた場合は、本要領第16の規定に基づき適正に管理運営し、同規定を遵守できなかった場合は県の指示に基づき補助金を返還することに同意した者であること。
- 3 研修期間中は、研修状況報告（別記2様式第7号）を毎年1回以上提出すること。
- 4 原則として研修終了後1年以内に就農するものとし、就農後1か月以内に就農報告（別記2様式第8号）を提出すること。
- 5 原則として、研修先の農業法人等の代表者の3親等以内の親族ではないこと。
- 6 本事業に関し県が実施する調査等に本事業終了後も協力することを確約すること。

(実施計画の申請)

第12 事業実施主体は、別記2様式第2-1号により申請書を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。提出に当たっては、別記2様式第5号「明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施計画書（以下「実施計画書」という。）」を作成の上、添付するものとする。

この際、県から調査等に必要な書類を求められた場合には、適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には適切に対応するものとする。

(実施計画の変更)

第13 事業実施主体は、事業の内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、別記2様式第2-2号により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30%を超える増減
- 4 県補助金の増又は30%を超える減
- 5 研修生の変更

(事業の着手)

第14 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第12実施計画について、知事に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）交付決定前着手届（別記2様式第3号）を知事に提出するものとする。

事業実施主体は、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(報告等)

第15 事業実施主体は、補助事業対象年度の事業実績について、別記2様式第4号により事業実績報告を作成し、事業完了後速やかに知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、県から求めがあった場合には、事業の実施状況等を別記2様式第6号により報告するものとする。

3 県は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(導入等した機械・施設の管理運営等)

第16 県は、事業実施主体及び卒塾生に対し、導入等した機械、施設を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕、改修等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するよう指導するものとする。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第6第1項に規定する事業実施期間終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(1) 管理方法

ア 事業実施主体は、導入等した機械、施設について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行うため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するものとする。

イ 事業実施主体は、導入等した機械、施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くものとする。

ウ 事業実施主体は、導入等した機械、施設の管理状況を、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

エ 事業実施主体は、ウで作成した管理運営日誌又は利用簿等を各年度に一度以上県に提出することとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、導入等した機械、施設について、（1）のアで設定した処分制限期間内に、やむを得ない事情により当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、県の補助金等の交付手続等に関する規則に基づき、財産処分の申請を行い、県の承認を受けるものとする。

ただし、事業実施主体が、導入等した機械、施設を、その処分制限期間内に、卒塾生に譲渡することについては財産処分とはみなさず、これを妨げるものではない。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、導入等した機械等、施設について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに県に報告するものとする。

(4) 増築等に伴う手続

事業実施主体は、導入等した機械、施設等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ県に報告し、必要に応じて（2）の財産処分の手続の要否その他必要な手続について県の指導を受けるものとする。

3 卒塾生が、本事業により導入等した機械、施設を、処分制限期間内に事業実施主体から譲り受けた場合は、前項の規定に基づく財産管理に係る責任を事業実施主体から引き継ぐものとする。

(返還)

第17 県は、次に掲げる事項に該当する行為があったものと判断した場合は、事業実施主体又は卒塾生に対し、速やかに補助金返還を命ずるものとする。

1 事業実施主体が研修生に対し適切な研修指導を行っていない等、第10に規定する交付要件を満たしていない場合

2 事業実施主体（第16第3項の規定により卒塾生が事業実施主体から財産管理に係

る責任を引き継ぐ場合は当該卒塾生)が本事業で導入等した機械、施設について、事業の目的に反する利用又は卒塾生以外の第三者等に譲渡した場合

- 3 前号における「事業の目的に反する利用」とは、事業実施主体が、本事業で導入等した機械、施設を、事業実施主体の農業経営の用に供するために故意に所有すること及び第16 第3項の規定により卒塾生が事業実施主体から財産管理に係る責任を引き継ぎ、その処分制限期間中に離農する(病気、死亡その他やむを得ない事情により営農の継続が不可能となった場合等を除く。)ことをいう。
- 4 事業実施主体の都合により本事業を中止した場合(天災その他やむを得ない事情により研修の継続が不可能となった場合等を除く。)
- 5 前各号に定めるものその他、事業実施主体又は研修生により事業の目的に反するものとみなされる行為があった場合

(書類の経由)

第18 事業実施主体がこの要領に基づき知事へ提出する書類については、事業実施主体の事務所等が所在する市町村を管轄する農林振興センターを経由し農業支援課へ1部を提出することとする。

- 2 研修生については、研修中にあっては事業実施主体の事務所等が所在する市町村を管轄する農林振興センターを、独立就農後にあっては営農拠点が所在する市町村を管轄する農林振興センターを経由し農業支援課へ1部を提出することとする。
- 3 事務所等又は営農拠点が地域を超えて所在する事業実施主体又は研修生については、農業支援課へ1部を提出することとする。

(その他)

第19 この要領に定めるほか、この事業の実施について必要な事項は農林部長が別に定めるものとする。

別記2別表

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	補助対象経費・補助率
明日の農業担い手育成塾運営拡大事業 (農業法人研修コース)	<p>1 農業法人等による研修の実施 ア 事業実施主体は、関係機関及び団体と連携して塾の運営を行う。</p> <p>イ 事業実施主体は、新規就農希望者の将来の就農用農地とする研修用農地の確保、指導員の配置、実践的な研修指導を実施するとともに、居住地等の情報提供、営農のための相談等を行う。</p> <p>2 研修環境の整備 (※) 事業実施主体は、研修環境の整備を以下のとおり行う。</p> <p>ア 研修に必要となる機械の導入及び既存施設の改修又は移設</p> <p>イ 研修に必要となる機械等のリースによる導入</p> <p>ウ 遊休農地の整備による研修用農地の確保</p>	農業法人等が運営する研修機関	<p>1 事業の内容「1」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導謝金 定額(10万円/月) ・研修指導に必要となる種苗費等費用(種苗・資材等の消耗品費、栽培管理支援システム利用料等) 補助率3／4以内で予算の範囲内とする。 <p>2 事業の内容「2」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。</p> <p>ア 機械購入、既存施設の改修、移設に係る費用 補助率3／4以内 (上限750万円)</p> <p>イ リースによる機械等導入費用 補助率3／4以内 (上限750万円)</p> <p>ウ 遊休農地の整備費用 定額(10万円/10a)</p>

※事業により導入等した機械、施設は、法定耐用年数期間の途中または法定耐用年数期間終了後速やかに卒塾生へ譲渡すること。なお、リースにより導入した機械等の取扱いについては、リース会社との契約に基づき適切に行うとともに、リース契約期間終了後に事業実施主体がこれを買い取り、自らの農業経営の用に供することは、本事業の趣旨に反する行為となることに留意すること。

別記2様式第1号

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

住 所：
(申請者) 組織名：
代表者名：

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
研修機関登録申請書

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）研修機関として登録を受けたいので、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施要領第8の規定に基づき、別添のとおり申請します。

記

※（別添）研修機関登録申請書様式を添付

(別添) 研修機関登録申請書様式

1 研修機関の概要

研修機関名	
所在地	
連絡先(TEL)	
メールアドレス	
代表者名	
研修指導責任者氏名	
研修品目	
主な研修場所	
研修制度開始時期	年 月

2 担い手育成についての考え方等

(担い手育成の考え方、新規就農者の育成目標、担い手育成による地域農業の将来ビジョン等について)

3 研修内容

研修時間	研修時間	時間／年
	研修日数	日
研修受入人数	年間	人
研修部門		
研修指導責任者		
研修内容	実施内容	<p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none">・栽培管理等の生産技術・知識に関すること・農業機械・機器・施設の操作方法・整備に関すること・販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営等に関すること

4 研修に活用する機械・施設

機械・施設の種類	型式名等	数量 (台・式)	面積 (a)	対象作物	保管(設置)場所

5 研修受入実績

受入時期	研修実施内容	受入研修生 (人)	備考

6 確認事項（チェック欄に○をつけてください。）

チェック欄	項目
	研修生が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができる
	研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できる
	研修生の研修実施状況について適切な評価ができる
	頑張る新規就農者応援事業実施要領等に基づき県及び研修生が行う手続き等に対する協力が可能である
	公序良俗に反する行為を行っていない
	作業従事の強要、不当な取り扱いをしない

7 添付書類

- (1) 定款・規約・設置要領等、登録法人等の事業概要及び研修実施体制がわかるもの
- (2) 研修スケジュール表（年間のスケジュール概要を含む）（任意様式）
- (3) 研修計画等（研修時間が概ね年間1,200時間以上であることがわかるものを含む）（任意様式）
- (4) 研修生（従業員）の募集要項・募集案内等（任意）

注1：添付書類（2）～（4）については、既に実施主体で作成またはホームページ等での公表内容等、内容が把握できるものがあればその写し等をもってこれに代えることができる。

別記2様式第2-1号

番号
令和 年月日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
実施計画の承認について（申請）

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）を実施したいので、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施要領第12の規定に基づき、別添（別記2様式第5号）のとおり実施計画書を提出します。

※ 実施計画書（別記2様式第5号）を添付

担当：○○○○
電話：○○○-○○○-○○○○

別記2様式第2-2号

番号
令和 年月日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
実施計画の変更承認について（申請）

令和 年 月 日付け農支第 号で実施計画書の承認を受けた令和 年度明日
の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）について、下記のとおり変更
したいので、実施要領第13の規定に基づき、別添（別記2様式第5号）のとおり変更実
施計画書を提出します。

記

1 変更理由

※ 変更実施計画書（別記2様式第5号）を添付

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記2様式第3号

番号
令和 年月日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
交付決定前着手届

令和 年 月 日付け農支第 号で承認を受けた令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施計画について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 事前着手の理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

3 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記2様式第4号

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
実績報告書について（報告）
標記の件について、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
実施要領第15の規定に基づき、別添（別記2様式第5号）のとおり実績報告書を提出し
ます。

※実績報告書（別記2様式第5号）を添付

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記2様式第5号

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）
実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名	フリガナ		
所在 地	〒 一		
代表 者	役職名	フリガナ 氏 名	
電 話		FAX	
事業内容	(1)生産品目 (作付面積)		
	(2)経営面積		
	(3)売上(概算)		
担当 者 連 絡 先	フリガナ 氏 名 電 話 () E-mail		

※面積の単位は a、ha で表記

2 研修実施体制の構成員の名称及び所在地

名 称	代表者	所在地及び連絡先	役 割

3 研修に活用する機械・施設について

(1) 研修用機械、施設等の整備状況（事業申請時）

機械・施設の種類	型式名等	数量 (台・式)	面積 (a)	対象作物	保管（設置）場所

(2) 研修生の独立就農時に譲渡又は優先的に貸与する予定の機械・施設

機械・施設の種類	型式名等	数量 (台・式)	対象作物	取得価額 (概算) (円)	取得方法 (選択)
					所有・購入予定
					所有・購入予定

※1 法人所有の機械・施設のうち研修生に譲渡、貸与するものがある場合は記入し、「取得方法」欄の「所有」を選択（○を記入）すること。

※2 研修生に譲渡又は優先的に貸与する予定の機械・施設を今後本事業で購入・改修する場合は記入し、「取得方法」欄の「購入予定」を選択（○を記入）すること。

(3) 研修生が就農後に整備する予定の機械・施設

機械・施設の種類	型式名等	数量 (台・式)	対象作物	取得価額 (概算) (円)	支援制度の活用 予定（※）

※経営発展支援事業、青年等就農資金等、活用を予定している支援制度が決まっていれば記入すること。

4 研修用農地の取得状況・計画について（計画・実績）

(a) 研修用農地を確保済の場合						
現況 (実績)	所在地（住所）	面積（m ² ）	地目	名義人氏名	関係機関等	備考

(b) 研修用農地をこれから確保する場合					
	調査時期	内容		関係機関等	備考
計画					
実績					

5 事業の内容

(1) 農業法人研修コースの企画運営

ア 指導員の配置計画（実績）

指導員の氏名	住所及び連絡先	所属・役職等	備 考

イ 研修生支援計画（実績）

研修生氏名	研修時期	内容・成果	指導員	備 考

※備考欄には以下を記入

- ①農家子弟または農外からの就農希望者の別について
- ②新規就農者育成総合対策就農準備資金の受給の有無（予定含む）について

(2) 農業法人等による就農支援の環境整備事業

ア 機械・施設の整備計画（実績）

① 機械導入・施設改修計画（実績）

対象機械・施設等	機種・施設名		数量	(単位) 台
	型式・規格・仕様等			
	対象作物等			
	利用(導入)面積			(a・ha)
	施設改修内容(施設のみ記入)			
総事業費 (物件取得(・改修)額)(税込み)	[a]			(円)
補助金申請額	[b]			(円)
うち県補助金	[c]			(円)
うち市町村負担額	[d]			(円)
うちその他	[e]			(円)
交付申請者負担額(税込み)	[f]			(円)

注1：複数の機械等を導入する場合は、機械ごとに本計画（実績）を作成してください。

注2：補助金申請額[b]のうち、県補助金[c]申請額は、以下のとおり算出してください。

$$[c] = \text{物件取得額(税抜き)} \times 3 / 4$$

注3：交付申請者負担額[f]については、以下のとおり算出してください。

$$[f] = \text{総事業費}[a] - \text{補助金申請額}[b] \quad ([b] = [c] + [d] + [e])$$

注4：複数の機械・施設等の導入を行う場合には、機械・施設等ごとにそれぞれ作成してください。

注5：以下の添付書類を併せて提出してください。

(計画提出時) 販売会社の見積書の写し等

(実績報告時) 領収書等支出根拠書類

②リース方式による機械等導入計画（実績）

対象機械・施設等	機種名		数量	(単位) 台
	型式名等			
	対象作物等			
	利用（導入）面積	(a・ha)		
リース期間	開始日～終了日	令和 年 月 日	～	令和 年 月 日
	リース借受日から〇年間	年		
総事業費	[a]			
リース物件取得見込額（税抜き）	[b]			(円)
うちオプション分（税抜き）	[c]			(円)
リース諸費用（金利・保険料・消費税等）	[d]			(円)
リース期間終了後の残価設定	[e]			(円)
補助金申請額	[f]			(円)
うち県補助金	[g]			(円)
うちその他	[h]			(円)
交付申請者負担分	[i]			(円)
リース物件保管場所				
リース事業者名				

注1：複数の機械をリースにより導入する場合は、機械ごとに本計画（実績）を作成してください。

注2：リース期間終了後の残価設定 [e]は、以下のとおり算出してください。

$$[e] = [b] \times 1 / 4$$

注3：リース料助成申請額のうち県補助金申請額 [g] については以下のとおり算出してください。

$$[g] = [b] \times 3 / 4$$

注4：交付申請者負担分 [i] は以下のとおり算出してください。

$$[i] = [d] + [e]$$

注4：以下の添付書類を併せて提出してください。

（計画提出時）リース会社の見積書の写し等

（実績報告時）契約書の写し及び領収書の写し等支出根拠書類

イ 遊休農地の整備計画（実績）

所在（住所）	地目	面積(a)	具体的な整備内容	金額（円）※

6 事業完了予定年月日
令和 年 月 日

7 事業費

事業区分	総事業費	補助事業に 係る経費	負担区分			備考
			県補助金	市町村費	その他	
(1)農業法人研修コース (2)農業法人等による就農支援の環境整備 ア 機械・施設の整備 イ 遊休農地の整備	円	円	円	円	円	
計						

8 添付資料

- (1) 実施主体の定款、規約、総会資料の写し等実施主体の概要及び研修実施体制がわかる書類
- (2) 雇用契約書（研修生と雇用契約を締結している場合）
- (3) 同意書
- (4) 研修生の履歴書（任意様式）
- (5) 研修生の就農計画（参考様式3）
- (6) （実績報告時）研修指導実績書（任意様式）

注1：(1)については、研修機関登録申請時に提出済である場合または継続して事業を実施する実施主体は不要とする。

ただし、内容に改正があった場合は改正後の書類を提出するものとする。

注2：(6)については、月別の研修指導内容を記載した任意様式を実績報告時のみ提出すること。

別記2様式第6号

令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業
(農業法人研修コース) の実施状況報告書

番 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体の長)

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知を受けた
令和 年度明日の農業担い手育成塾運営拡大事業(農業法人研修コース)の
令和 年 月 日現在における実施状況について、別添のとおり報告します。

(注) 別添様式による実施状況報告書を添付すること。

別添様式

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施状況報告書

1 機械、施設の導入等状況

機械・施設名	仕様、能力、型式	台数・面積	導入・改修(着工)年月日	研修生氏名	使用状況

注1：「研修生氏名」欄には、導入等する機械、施設の最終所有者となる予定の研修生氏名を記入すること。

注2：報告時点で既に卒塾生へ機械、施設等を貸付け又は譲渡している場合は「使用状況」欄にその旨と貸付け開始年月又は譲渡年月を記入すること。

2 研修実施状況

研修生氏名	研修開始年月日	研修終了年月日	就農年月日	状況

注：「状況」の欄には、研修状況や就農状況を具体的に記入してください。また、研修生が研修を中断した場合や就農しなかった場合は、その状況や理由等を必ず記入すること。

3 課題と今後の対応・方針

研修状況報告書

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

氏名

明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施要領第11の3の規定に基づき研修状況報告を提出します。

1 研修実施状況

①学んだ内容	②習得度（※1）	③今後の課題

※1：習得度は0～100%で記載すること

※2：研修状況が分かる資料（別添研修日誌等）を添付すること

2 就農に向けた今後の課題、身につける技術など

3 就農に向けた準備状況

上記のとおり研修を行っています。

研修実施機関等名 :

代表者名 :

研修責任者名 :

別添(参考様式) 研修日誌

○年○月分

※ 上記内容が記載された研修日誌であれば、本様式に限らない。

就農報告

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

氏名

以下のとおり就農しましたので、明日の農業担い手育成塾運営拡大事業（農業法人研修コース）実施要領第11の4の規定に基づき就農報告を提出します。

<u>研修終了日</u>	年 月 日		
就農日	年 月 日		
就農地の市町村			
経営耕地 (a)	所有地		
	借入地		
當農作物			
経営開始資金の受給	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 未定
経営発展支援事業の受給	<input type="checkbox"/> 有り	<input type="checkbox"/> 無し	<input type="checkbox"/> 未定

添付書類

- ・農地及び主要な農業機械・施設の一覧、農地の権利設定の状況が確認できる書類、農業機械・施設を自ら所有し、又は借りていることが確認できる書類及び通帳の写し等

(参考様式 1)

同意書

令和 年 月 日

埼玉県知事 殿

住 所 :

[研修者]

氏 名 :

私は、頑張る新規就農者応援事業実施要領第 11 の 2 の規定に基づき、本事業により導入等された機械、施設を法定耐用年数期間内に譲り受けた場合は、その管理運営及び必要な手続等に係る全ての責任を引き継ぐことに同意します。

なお、同要領の規定が遵守できなかった場合は、埼玉県の指示に従い、事業費を返還いたします。

(参考様式 2)

履歴書

1 氏名等

(ふりがな)				
住 所	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)				
連絡先	〒□□□-□□□□			
(ふりがな)		生 年 月 日		性別
氏名		年 月 日	歳	1. 男 2. 女

2 家族構成

氏 名	続柄	生年月日	住 所

3 経歴等

履歴	年	月	学歴・職歴(各別に記入)		
				年	月

4 農業に関する知識・技術等の習得状況

--

(参考様式 3)

就農計画

就農予定地		農業経営開始予定時期		営農類型				
将来の農業経営の構想								
農業経営の規模に関する目標	作目・部門名 (品種別に面積記入) 例)米→主食用米 苺→とちおとめ 梨→幸水	就農時（令和 年）			目標（令和 年）			
	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入額 (万円)	所得額 (万円)	作付面積 (a)	生産量 (kg)	収入額 (万円)	所得額 (万円)
販売方法等								
生産方式に関する目標	機械・施設名		就農時（令和 年）			目標（令和 年）		
			型式・性能	規模	台数	型式・性能	規模	台数
活用を予定している補助金・融資等								

別記3

第三者経営継承の推進支援事業実施要領

(趣旨)

第1 農業者の一層の高齢化と減少が急速に進行する中、農業の持続可能な発展を図るために、農地をはじめとする地域の経営資源を次世代に継承していく必要がある。

そのため、本事業では経営移譲希望者と継承希望者をマッチングし、継承時の負担軽減や継承後の後継者の経営の安定化に資する取組を行う。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 「第三者経営継承」とは、経営者の引退前後で生産活動が停止することなく連続して、農業経営（事業）そのものを継続するために不可欠な経営資源を引き継いで生産活動を行う場合に、従業員など現経営者の親族でない者に継承することをいう。

尚、この場合の親族とは、経営者の6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいう

2 「経営移譲希望者」とは、おおむね年間を通じて農業を営む事業体（農業法人、農業者、農業サービス事業体等）の代表者であり、事業体の有する農地や機械設備等の有形資産および、技術・ノウハウ・販路等の無形資産の全てもしくは一部を、親族でない第三者に移譲することを希望する者をいう。

3 「継承希望者」とは、経営移譲希望者が移譲しようとする、農地や機械設備等の有形資産および、技術・ノウハウ・販路等の無形資産の全て又は一部を引継いで、代表者として経営することを希望する者をいう。

4 「経営継承者」とは、経営移譲希望者から農地や機械設備等の有形資産および、技術・ノウハウ・販路等の無形資産を継承し、代表者として経営を始めた者をいう。

(事業の内容)

第3 事業実施主体及び事業内容等については、別記3別表のとおりとする。

(事業実施主体)

第4 第3の事業実施主体は、別記3別表に示す1の事業については第2第2号で定義する「経営移譲希望者」に該当する者とし、別記3別表に示す2の事業については第2第4号で定義する「経営継承者」に該当する者とする。

(助成)

第5 県は、予算の範囲内において、別記3別表に掲げる事業の実施に要する経費を事業実施主体に助成するものとする。

(実施計画の申請)

第6 事業実施主体は、別記3様式第1-1号により申請書を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。提出に当たっては、別記3様式第4-1号又は第4-2号を作成の上、添付するものとする。

この際、県から調査等に必要な書類を求められた場合には、適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には適切に対応するものとする。

(実施計画の変更)

第7 事業実施主体は、事業の内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、別記3様式第1-2号により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30%を超える増減
- 4 県補助金の増又は30%を超える減

(事業の着手)

第8 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第5事業計画について、知事に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した第三者経営継承の推進支援事業交付決定前着手届（別記3様式第2号）を知事に提出するものとする。

事業実施主体は、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

(報告等)

第9 事業実施主体は、補助事業対象年度の事業実績について、別記3様式第3号により事業実績報告を作成し、事業完了後速やかに知事に報告するものとする。

- 2 事業実施主体は、県から求めがあった場合には、別記3様式第5号により事業の実施状況等を報告するものとする。
- 3 県は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

(整備した機械・施設等の管理運営等)

第10 県は、事業実施主体に対し、整備した機械・施設等を常に良好な状態で管理し、故障・不具合があった場合は必要に応じて修繕、改修等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するよう指導するものとする。

- 2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(1) 管理方法

- ア 事業実施主体は、整備した機械等について、補助金の交付目的に沿った適正管理を行うため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するものとする。
- イ 事業実施主体は、機械・施設等の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くものとする。
- ウ 事業実施主体は、機械・施設等の管理状況を、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。
- エ 事業実施主体は、ウで作成した機械・施設等の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に一度以上県に提出することとする。

(2) 財産処分の手続

事業実施主体は、整備した機械等について、(1)のアで設定した処分制限期間内に、当該補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、県の補助金等の交付手続き等に関する規則に基づき、財産処分の申請を行い、県の承認を受けるものとする。

(3) 災害の報告

事業実施主体は、整備した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに県に報告するものとする。

(4) 増築等に伴う手続き

事業実施主体は、整備した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ県に報告し、必要に応じて(2)の財産処分の手続の要否その他必要な手続について県の指導を受けるものとする。

(書類の経由)

第11 事業実施主体は、この要領に基づき知事へ提出する書類については、農林振興センターを経由し農業支援課へ1部を提出することとする。

(その他)

第12 この要領に定めるほか、この事業の実施について必要な事項は農林部長が別に定めるものとする。

別記3別表

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	採択要件	補助対象経費・補助率
第三者経営継承の推進支援事業	<p>1 お試し研修 経営移譲希望者と継承希望者とのマッチングに向けたお試し研修の取組を行う</p> <p>2 継承時の環境整備支援 経営継承者の就農後の経営の早期安定化を図るために経営環境整備支援を行う。</p>	<p>1 経営移譲希望者</p> <p>2 経営継承者</p>	<p>1 実施要領 第2号の定義に該当する者</p> <p>2 実施要領 第4号の定義に該当する者</p>	<p>1 事業の内容「1」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。 指導謝金(30万円) (10万円/月×3か月) 定額</p> <p>2 事業の内容「2」に係る対象経費及び補助率は以下のとおりとする。 継承した施設の改修、機械の修繕等に係る費用 補助率1／2以内 (上限65万円)</p>

別記3様式第1-1号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業実施計画の
承認について（申請）

第三者経営継承の推進支援事業を実施したいので、第三者経営継承の推進支援
事業実施要領第6の規定に基づき、別添（別記3様式第4-1号・第4-2号）
のとおり実施計画書を提出します。

担当：〇〇〇〇
電話： 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記3様式第1－2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業実施計画の変更承認
について（申請）

令和 年 月 日付け農支第 号で実施計画書の承認を受けた
令和 年度第三者経営継承の推進支援事業について、下記のとおり変更したい
ので、実施要領第7の規定に基づき、別添（別記3様式第4－1号・第4－2号）
のとおり変更実施計画書を提出します。

記

1 変更理由

※ 変更実施計画書（別記3様式第4－1号または第4－2号）を添付

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

別記3様式第2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業交付決定前着手届
令和 年 月 日付け農支第 号で承認を受けた令和 年度第三者経営継承の推進支援事業実施計画について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいのでお届けします。

記

1 事前着手の理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

3 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記3様式第3号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業実績報告書について（報告）
標記の件について、第三者経営継承の推進支援事業実施要領第9の規定に基づき、別添（別記3様式第4-1号・第4-2号）のとおり実績報告書を提出します。

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記3様式第4-1号

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業（お試し研修）
実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名	フリガナ		
所 在 地	〒 —		
代 表 者	役職名 フリガナ 氏 名		
電 話		F A X	
担 当 者 連 絡 先	フリガナ 氏 名 電 話 () E-mail		

2 繙承希望者の研修支援計画（実績）

継承希望者 氏名	研修時期	内容・成果	研修指導者 氏名	備 考

3 事業完了（予定）年月日

令和 年 月 日

4 事業費

事業区分	総事業費	補助事業に 係る経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
1 お試し研修	円	円	円	円	

5 経営継承に向けた取組継続の意向（実績報告時）

継承希望者への経営移譲の意向	理由	備考

別記3様式第4－2号

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業
(継承時の環境整備支援) 実施計画(実績報告)書

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名	フリガナ		
所在 地	〒 —		
代表 者	役職名	フリガナ 氏 名	
電 話		FAX	
担当 者 連絡 先	フリガナ 氏 名 電 話 () E-mail		

2 機械・施設の整備計画(実績)

機械・施設の種類 ・規格・仕様	所在地	面積 (a)	修繕・改修等に要する(要した)事業費(円)	具体的な整備(營繕)内容

3 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

4 事業費

事業区分	総事業費	補助事業に 係る経費	負担区分		備考
			県補助金	その他	
2 継承時の環 境整備支援	円	円	円	円	

別記3様式第5号

令和 年度第三者経営継承の推進支援事業の実施状況報告書

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体の長)

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度第三者経営継承の推進支援事業の令和 年 月 日現在における実施状況について、別添のとおり報告します。

(注) 別添様式による実施状況報告書を添付すること。

別添様式 実施状況報告書

1 お試し研修 (継承希望者の研修状況)

継承希望者 氏名	研修状況（進捗等）	継承予定期間	経営継承に向けた準備・支援等の内容	備考

2 継承時の環境整備支援 (1) 整備等内容

修繕・改修等した機械・施設の種類・規格・仕様	所在地	面積(a)	具体的な整備（營繕）内容

(2) 着工年月日
令和 年 月 日

(3) 工事終了予定期間
令和 年 月 日

別記4

女性の雇用就農促進事業実施要領

(趣旨)

第1 農業の担い手が減少する中、本県農業の維持発展のためには、多様な担い手の確保育成が必要だが、県内の農業法人において、女性等就職就農者の受入環境はまだ十分に整備されていない状況である。

そこで、県内の農業法人において、女性が農作業に取り組みやすい環境を整備することにより、多様な人材の雇用を促進し、農業労働力の安定的な確保を図る。

(事業の内容)

第2 事業実施主体及び事業内容等については別記4別表のとおりとする。

(事業実施主体)

第3 第2の事業実施主体は、農業を主として経営している農業法人（県内に事務所又は事業所を有する者に限る。以下同じ。）であって、かつ主な経営類型が主穀、露地野菜又は果樹である者とする。

(助成)

第4 県は、予算の範囲内において、別記4別表に掲げる事業の実施に要する経費を事業実施主体に助成するものとする。

(実施計画の申請)

第5 事業実施主体は、別記4様式第1－1号により申請書を作成し、別に定める日までに知事に提出するものとする。提出に当たっては、別記4様式第4号「女性の雇用就農促進事業実施計画書（以下「実施計画書」という。）」を作成の上、添付するものとする。

この際、県から調査等に必要な書類を求められた場合には、適宜提出するとともに、現地調査を求められた場合には適切に対応するものとする。

(実施計画の変更)

第6 事業実施主体は、事業の内容について、次に掲げる変更を行おうとする場合、別記4様式1－2号により申請書を作成し、知事に提出するものとする。

- 1 事業の中止又は廃止
- 2 事業実施主体の変更
- 3 事業費の30%を超える増減
- 4 県補助金の増又は30%を超える減

(事業の着手)

第7 事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとする。ただし、地域の実情に応じて事業を効果的に実施する上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に実施する必要がある場合は、第4実施計画

書について、知事に提出し、承認を得た後、その理由を具体的に明記した女性の雇用就農促進事業交付決定前着手届（別記4様式第2号）を知事に提出するものとする。

事業実施主体は、交付決定前に事業に着手する場合、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上行うものとする。

（報告等）

第8 事業実施主体は、補助事業対象年度の事業実績について、別記4様式第3号により事業実績報告を作成し、事業完了後速やかに知事に報告するものとする。

2 事業実施主体は、県から求めがあった場合には、事業の実施状況等を別記4様式第5号により報告するものとする。

3 県は、特に必要と認めた場合には、事業実施主体に対して、遂行状況等を明らかにするために、関係帳簿その他必要な書類の提示や現地調査などの調査を行うことができるものとする。

（導入等した機械・施設の管理運営等）

第9 県は、事業実施主体に対し、導入等した機械、施設を常に良好な状態で管理し、故障、不具合があった場合は必要に応じて修繕、改修等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するよう指導するものとする。

2 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、事業の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

（1）管理方法

ア 事業実施主体は、導入等した機械・施設について、補助金の交付目的に沿った適正な管理を行うため、法定耐用年数（中古機械等の場合は中古資産耐用年数）に相当する期間に準じて処分制限期間を設定するものとする。

イ 事業実施主体は、機械、施設の管理状況を明確にするため財産管理台帳を備え置くものとする。

ウ 事業実施主体は、機械、施設の管理状況を、管理運営日誌、利用簿等を適宜作成し、整備保存するものとする。

エ 事業実施主体は、ウで作成した機械、施設の管理運営日誌又は利用簿等を各年度に一度以上県に提出することとする。

（2）財産処分の手続

事業実施主体は、導入等した機械、施設について、（1）のアで設定した処分期間に内に、本事業の補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供しようとするときは、県の補助金等の交付手続き等に関する規則に基づき、財産処分の申請を行い、県の承認を受けるものとする。

（3）災害の報告

事業実施主体は、補助事業により導入等した機械・施設等について、処分制限期間内に天災その他の災害により被害を受けたときは、直ちに県に報告するものとする。

なお、事業の対象となる機械、施設については、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険、施工業者による保証等の加入等、気象災害

等による被災に備えた措置がされることとし、その加入等の期間は、災害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等するものとし、また、当該機械、施設等の処分制限期間において加入等が継続されるものとする。

(4) 増築等に伴う手続き

事業実施主体は、導入等した機械等の移転若しくは更新又は生産能力、利用規模、利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を当該機械等の処分制限期間内に行うときは、あらかじめ県に報告し、必要に応じて(2)の財産処分の手続の要否その他必要な手続について県の指導を受けるものとする。

3 前項の規定の対象となる機械、施設は取得価額50万円以上のものとする。

(書類の経由)

第10 事業実施主体は、この要領に基づき知事へ提出する書類については、所轄の農林振興センターを経由し農業支援課へ1部を提出することとする。

(その他)

第11 この要領に定めるほか、この事業の実施について必要な事項は農林部長が別に定めるものとする。

別記4別表

事業の種類	事業の内容	事業実施主体	採択要件	補助対象経費 ・補助率
女性の雇用就農促進事業	女性の雇用就農を促進するため、施設整備や機械導入等により女性が働きやすい環境整備を行う。	農業法人 (農業を主として経営している農業法人(国及び法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第5号に規定する公共法人を除く。また、県内に事業所又は事務所を有する法人に限る。)のうち、経営類型が主穀、露地野菜、果樹である農業法人)	1 事業完了後3年以内に女性を新たに2名以上正規雇用で受け入れる見込みを示せること(但し、事業完了後1年以内に1名以上の採用見込みがたっていること) 2 関係機関・団体との連携の下、積極的な農業生産の取組がなされていること。	1 衛生環境施設(トイレ等)、休憩所等の施設整備や農作業アシストスーツ等購入に係る経費 2 その他、女性が農作業で使用する機具・機械・施設の整備に係る費用で、知事が特に認めるもの 補助率1／2以内 (上限300万円)

※衛生環境施設(トイレ等)、休憩施設等の施設については、圃場又は圃場の近接地に設置するものとする。

別記4様式第1-1号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度女性の雇用就農促進事業実施計画の承認について（申請）
女性の雇用就農促進事業を実施したいので、女性の雇用就農促進事業実施要領
第5の規定に基づき、別添（別記4様式第4号）のとおり実施計画書を提出します。

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記4様式第1－2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度女性の雇用就農促進事業実施計画の変更承認
について（申請）

令和 年 月 日付け農支第 号で実施計画書の承認を受けた
令和 年度女性の雇用就農促進事業について、下記のとおり変更したいので、
実施要領第6の規定に基づき、別添（別記4様式第4号）のとおり変更実施計画
書を提出します。

記

1 変更理由

※ 変更実施計画書（別記4様式第4号）を添付

担当：○○○○
電話：○○○－○○○－○○○○

別記4様式第2号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度女性の雇用就農促進事業交付決定前着手届
令和 年 月 日付け農支第 号で承認を受けた令和 年度女性の雇用就農促進事業実施計画について、下記条件を了承の上、交付決定前に着手したいの
でお届けします。

記

1 事前着手の理由

2 事業内容

事業内容	事業費	着手予定年月日	完了予定年月日

3 条件

- (1) 交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担すること。
- (2) 補助金交付決定を受けた交付金額が補助金交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- (3) 当該事業については、着手から補助金交付決定を受けるまでの期間内においては、計画変更は行わないこと。

別記4様式第3号

第 号
令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体名及び住所)
(事業実施主体の長)

令和 年度女性の雇用就農促進事業実績報告書について（報告）
標記の件について、女性の雇用就農促進事業実施要領第8の規定に基づき、別添（別記4様式第4号）のとおり実績報告書を提出します。

担当：〇〇〇〇
電話：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

別記4様式第4号

女性の雇用就農促進事業実施計画（実績報告）書

1 事業実施主体の概要

事業実施 主体名	フリガナ		
所 在 地	〒 一		
代 表 者	役職名 フリガナ 氏 名		
電 話		F A X	
担 当 者 連 絡 先	フリガナ 氏 名 電 話 () E-mail		

2 機械・施設等の整備計画（実績）

(1) 機械・施設等の概要

機械・施設等名			
仕様・型式・設置内容等			
数量（式・台）			
設置場所			
利用（導入）面積			
取得・設置に要する (要した)事業費（円）			
導入(購入)又は着工予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日

※導入等する機械・施設が3つを上回る場合は、列をコピーして作成願います。

(2) 機械・施設等の利用計画（実績）

作物名	用途	単位当たり能力	1日当たり利用時間 (時間/日)	利用延日数 (日)	利用時期	利用面積、 生産量等 (ha, t)

3 雇用計画（実績）

	雇用人数 (合計)	うち女性	備考
現状 (令和 年度)			
1年目 (令和 年度)			
目標 (令和 年度)			

※ 「1年目」「目標」欄の雇用人数には、事業計画申請時点での採用見込み人数（正規雇用のみ）を記入し、備考欄に、採用予定期限等を記入すること。

4 事業費

総事業費 円	補助事業に 係る経費 円	負担区分			備考
		県補助金 円	市町村費 円	その他 円	

5 添付資料

- (1) 実施主体の定款、規約、総会資料の写し等実施主体の概要がわかる書類
- (2) 取得機械・施設等の支出根拠書類（計画提出時にあっては、見積書の写し等。実績報告時にあっては、領収書等支出根拠書類）

別記4様式第5号

令和 年度女性の雇用就農促進事業の実施状況報告書

令和 年 月 日

(あて先)
埼玉県知事

(事業実施主体の長)

令和 年 月 日付け農支第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和 年度女性の雇用就農促進事業の令和 年 月 日現在における実施状況について、別添のとおり報告します。

(注) 別添様式による実施状況報告書を添付すること。

別添様式

女性の雇用就農促進事業実施状況報告書

1 機械・施設等の整備実績

機械・施設等の名称	仕様、能力、型式	台数・面積	設置（保管）場所	整備年月日

2 雇用状況

単位：人

	雇用人数 (合計)	うち	備考
		女性	
現状 (令和 年度)			
1年目 (令和 年度)			
2年目 (令和 年度)			
3年目 (令和 年度)			
4年目 (令和 年度)			

※「雇用人数」及び「うち女性」の欄には、正規雇用者数のみ記入すること。

3 目標の達成に向けた課題と対応